

大企業のリストラを規制し、抜本的雇用対策を求めることに関する意見書

上記の議案を提出する。

平成13年12月20日

提出者

8番 河原 しゅう

9番 梶 雅子

17番 たき 美世子

22番 新井 くみ子

武蔵野市議会議長 井口良美 殿

大企業のリストラを規制し、抜本的雇用対策を求めることに関する意見書

完全失業率が5.4%、なかでも男性は5.8%と過去最悪を記録し、完全失業者数も過去最悪です。この失業者増大の最大の要因は、大企業がいっせいに空前の大リストラ計画を打ち出し、実行していること、それが下請け企業にも影響を与えていることなどです。大企業の経営者が、自分たちの目先のもうけのためだったら、労働者の雇用の問題についていっさい責任を負わないという、モラル破綻の状況がいま競い合って起こっています。

武蔵野市内の大手企業でも、5%の一律賃下げや一時帰休が、実施されています。

ところが政府は、「産業再生法」をつくり、リストラで人減らしをおこなった企業は減税をしてやるとか、子会社をたくさんつくってリストラをしやすくする「会社分割法」を制定するなどし、人減らしを後押しするだけではなく、それに加えて、「不良債権の早期最終処理」でさらに倒産と失業を生み出し、雇用悪化をすすめるようとしています。この政府の姿勢が、リストラ競争に拍車をかけ、大企業経営者のモラルハザード(倫理破壊)を助長し、雇用の喪失を促進しています。

よって武蔵野市議会は、身勝手な人減らしの横行を許さないために、これまでのようにリストラを応援するのではなく、リストラ・解雇を法的に規制するルールを確立することを求めます。過剰なのは「雇用」ではなく、「労働時間」です。労働時間を短縮し、賃下げなしの労働の分かち合い、「サービス残業」の根絶の方向こそ追求されなくてはならない課題です。また、失業者の生活保障施策を抜本的に充実することも政府の責任です。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月 日

武蔵野市議会議長 井口良美

内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済財政大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長

— あて